

議員提出議案第1号

池田市議会議員定数条例の一部改正について

上記の議案を、別紙のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条第1項及び池田市議会会議規則（平成9年池田市議会規則第1号）第14条第1項の規定により提出します。

令和8年2月27日



提出者 池田市議会議員 下 窄 明

賛成者 同 上 安 黒 善 雄

同 上 小 林 義 典

同 上 多 田 隆 一

同 上 園 部 佳 子

池田市議会議長

中 田 正 紀 様

理 由

平成27年の一般選挙から議員定数を1人削減したところであるが、議会としての権能や機能を考慮しつつ、自らがさらなる改革の姿勢を示すために議員定数の1人削減を行うため、本条例の一部を改正するものである。

池田市条例第 号

池田市議会議員定数条例の一部を改正する条例（案）

池田市議会議員定数条例（昭和33年池田市条例第24号）の一部を次のように改正する。

本則中「22人」を「21人」に改める。

附 則

この条例は、次の一般選挙から施行する。

議員提出議案第1号 参 考

池田市議会議員定数条例の一部を改正する条例（案）対照表

改 正 前	改 正 後
本市議会議員の定数を <u>22</u> 人とする。	本市議会議員の定数を <u>21</u> 人とする。